

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 監査等の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 | 監査の対象 | 経済部中央卸売市場
令和6年度分 必要に応じて令和7年度分 |
| 3 | 監査の着眼点 | 令和7年度 公営企業会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所 |
| 5 | 監査の日程 | 令和7年5月30日～令和7年7月22日 |
| 6 | 監査の結果 | |

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 未収金の回収について

面積割使用料の過年度未収金は、前年度末と比較して11件、136,125円の増であり、令和7年3月末現在で59件、1,949,426円である。

水道使用料の過年度未収金は、前年度末と比較して10件、1,050円の増であり、令和7年3月末現在で12件、1,260円である。

電気料の過年度未収金は、前年度末と比較して12件、18,660円の増であり、令和7年3月末現在で42件、300,333円である。

今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。